

京都ノートルダム女子大学における研究活動に係る行動規範

京都ノートルダム女子大学はこのたび、研究者である教職員(以下「研究者」という。)における研究活動のさらなる発展のため、以下の行動規範を定めるものである。

よって研究者は、以下の行動規範を遵守し、公正な研究の遂行に努めなければならない。

1. 研究者は、研究活動における公的研究費を使用するにあたり、関連の法令、文部科学省等からの通知および本学の諸規則等を遵守しなければならない。
2. 研究者は、研究活動において捏造、改ざん、盗用等の不正行為を行ってはならない。
3. 研究者は、研究活動における資料等の適切な管理や保存により研究環境を整備し、自ら不正行為を未然に防ぐ努力をしなければならない。
4. 研究者は、自ら研究活動に関する守秘義務を厳守し、研究活動において個人情報の保護に努めなければならない。
5. 研究者は、不正行為があった場合、その是正に努めなければならない。また、不正が行われたことを知った時は、それを放置してはならない。

附則

この規範は平成 19 年 10 月 1 日から施行する。